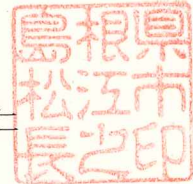


松江市告示第 278 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 8 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称 株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ

住所又は事務所の所在地 東京都千代田区永田町 2 丁目 11 番 1 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入

児童クラブ使用料

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和 8 年 7 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和 8 年 7 月 1 日